時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
●一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月賦依刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみならず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

人心面の如し

とは今更ら珍らしからぬ立言なれども社會の古今に通じて人々の心その面の如くに異なるの事實果して然るときには一定の規矩準繩を以て之を律するの難きを知る可し蓋し一定の規律に從て社會萬般の事物を處理せんとするは古來政治家の通癖にして若しも其見込通りに行はるれば甚だ妙なりと雖も未だ曾て實際に功を奏したる者を見ず左れば天下を料理するの要は先づ第一に之を活物視して多少の自由を許し表面は至極不始末にして恰も無規律の如くなる其中に自から一種の釣合を得せしめ、言ふ可らざるの邊に全體不偏の妙機を存するに在るのみ喩へば西洋風と日本風と室内の裝飾に趣を異にするが如し洋室内に於ける裝飾品を見れば丸きものと丸きものと相對し四角のものと四角のものと相並び距離正しく大小同じく位置整然として一定の規律を失はざるが如くなれども何分にも趣味に乏くして人目を悅ばしむるに足らず日本流は之に反して丈餘もある可き掛物の下に尺に滿たざる置物を置き、活花は正面に居らずして一隅に偏し右には金泥爛々たる蒔繪の大なる箱のありて物と物とは不釣合のみならず其位置も亦極めて散雜にして一見恰も雜物を座中に投げ出したるが如くなれども細に之を檢するときは其中自から一種の趣を存してすべて位置大小を變ずるみと能はざるの妙處あるを發見す可し即ち規律なきが如くにして却て自然の平均を失はざるものなり政治の事も之と同樣にして人々面の如き心を滿足せしめ社會の調和を失はずして然かも散漫枯燥の弊を免るゝもの工風は一定の規矩準繩外に自然の平均を保つの仕組より外ある可らず而して其仕組の最も圓滿を極めたるは德川の制度にして我國は申す迄もなく世界各國に於ても古今その例を見ざる所なる可し凡そ事物の發達は必ず歷史あり德川の制度も自から傳ふる所なきを得ず我輩の聞く所に據れば其師とする所は豐臣に非ず織田に非ず又足利にも非ずして遠く北條の流義に則りたるものなりと云ふ抑も北條の事蹟は日本の歷史家に種々の議論ありて所謂大義名分論より論ずれば非難も多からんと雖も其論は姑く別として單に政治の一點より見るときは其老練にして巧妙なる只感服の外ある可らず即ち實際に天下の主權を握りて內治外交の大事さへ一人の思ふ儘に處斷しながら表面には將軍を上に戴て自から卑ふし官職の如きは其代を終ふるまで從四位下相模守に安んじて毫も高きを望まず唯執權と稱するのみにて身分は時の大名と殆んど同列の地位に居り其同列の大名は恰も臣下の如く北條の鼻息の下に進退擧動して一言の不平を唱ふるものなし然かのみならず其家風として一身に質素儉約を旨として只管他を憐れみ時としては主人親から微行して民間の疾苦を問ふなど民政に心を用ひたるの一事は特に北條の美德として爭ふものはなかる可し左れば此北條に則り更に規模を大にして圓滿に達したる德川の制度なれば其治世中に觀る可きもの多きは自から偶然に非ず我輩は之を名けて權力平均の仕組と稱し扨その仕組の巧なる次第なるを述べんに尾張紀州水戸の三親藩は等しく三家と稱する中にも尾紀の二藩は封土も大にして將軍の世繼絶ゆるの場合には入て其家を承くるの特權ある其代りに天下の政治に對しては一言も口を容るゝみと能はず之に反して水戸は副將軍として時に或は幕政に參するみとあれども封土は尾紀の比に非ずして且將軍家を繼ぐの權利を有せず、政府の執權即ち閣老は無上の權力を有して職權上に於ては三家三卿に對しても一歩も假すみとなしと雖も其出身は五六萬石內外の小名に限るの例にして私の交際に於ては臣下の禮を取らざるを得ず、又僧侶の如き儀式上に於ては大名の上に列すれども其一身の進退始末に至りて內實ふれを司どるものは寺社奉行の屬官のみ權力平均の趣旨は唯制度の上に於て然るのみなり江戸に在る諸大名屋敷の配置方に付ても隣國界を接する大名の屋敷を殊更に相隣せしめたる如き暗々裡に競爭の意を寓し意の細なる點を擧ぐれば當時の習慣に俳優の如き儀式上に於て原者として擯斥され世間に齒するものなく旅行などには最も不便を感ずるの常なるに市川團十郎の家に限りては旅行するに先觸を出すの特權を有したり即ち此一事に就ては士分と同一の權利を與へたるものなり又彼の嶽多の顚領國左衛門の如きも年首の禮には寺社奉行の正門より入るを許したり奉行の正門より出入するは即ち旗下と同樣の取扱を爲したるものなり其他大小名の家にも所謂家格として他の爲し得ざる一種特別の權利を夫れ〳〵に與へて相互に羨み相互に誇らしめたる如き何れも權力平均の主義に外ならずして凡そ德川の制度の下に於ては得意と云へば悉く得意、不平と云へば悉く不平にして一人も得意のものなく又不平のものなく互に平均して知らず〳〵の間に自から其堵に安んじたるの實を見る可し即ち表面は不規律不整頓の如くにして却て自然の妙處を存したるものと云ふ可し

顧みて今日の社會を見れば所謂文明日進の社會にして法律も必要なれば規則も欠ぐ可らず而して其仕組の最も圓滿を極めたるは德川の制度にして我國は申す迄もなく世界各國に於ても古今その例を見ざる所なる可し凡そ事物の發達は必ず歷史あり德川の制度も自から傳ふる所なきを得ず我輩の聞く所に據れば其師とする所は豐臣に非ず織田に非ず又足利にも非ずして遠く北條の流義に則りたるものなりと云ふ抑も北條の事蹟は日本の歷史家に種々の議論ありて所謂大義名分論より論ずれば非難も多からんと雖も其論は姑く別として單に政治の一點より見るときは其老練にして巧妙なる只感服の外ある可らず即ち實際に天下の主權を握りて內治外交の大事さへ一人の思ふ儘に處斷しながら表面には將軍を上に戴て自から卑ふし官職の如きは其代を終ふるまで從四位下相模守に安んじて毫も高きを望まず唯執權と稱するのみにて身分は時の大名と殆んど同列の地位に居り其同列の大名は恰も臣下の如く北條の鼻息の下に進退擧動して一言の不平を唱ふるものなし然かのみならず其家風として一身に質素儉約を旨として只管他を憐れみ時としては主人親から微行して民間の疾苦を問ふなど民政に心を用ひたるの一事は特に北條の美德として爭ふものはなかる可し左れば此北條に則り更に規模を大にして圓滿に達したる德川の制度なれば其治世中に觀る可きもの多きは自から偶然に非ず我輩は之を名けて權力平均の仕組と稱し扨その仕組の巧なる次第なるを述べんに尾張紀州水戸の三親藩は等しく三家と稱する中にも尾紀の二藩は封土も大にして將軍の世繼絶ゆるの場合には入て其家を承くるの特權ある其代りに天下の政治に對しては一言も口を容るゝみと能はず之に反して水戸は副將軍として時に或は幕政に參するみとあれども封土は尾紀の比に非ずして且將軍家を繼ぐの權利を有せず、政府の執權即ち閣老は無上の權力を有して職權上に於ては三家三卿に對しても一歩も假すみとなしと雖も其出身は五六萬石內外の小名に限るの例にして私の交際に於ては臣下の禮を取らざるを得ず、又僧侶の如き儀式上に於ては大名の上に列すれども其一身の進退始末に至りて內實ふれを司どるものは寺社奉行の屬官のみ權力平均の趣旨は唯制度の上に於て然るのみなり江戸に在る諸大名屋敷の配置方に付ても隣國界を接する大名の屋敷を殊更に相隣せしめたる如き暗々裡に競爭の意を寓し意の細なる點を擧ぐれば當時の習慣に俳優の如き儀式上に於て原者として擯斥され世間に齒するものなく旅行など